令和８年度香川地方最低賃金審議会
第５回香川県最低賃金専門部会議事録

令和８年８月５日（水）
高松サンポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者　　公　益　側　　籠池、髙塚、元木
　　労 働 者 側　　中村、西尾、林
　　使 用 者 側　　奥田、白石、檜垣

議　題　（１）香川県最低賃金額改正の審議について
　　（２）その他

〇賃金室長
本日は、取材の方が来られています。
カメラ撮影等が可能な部分が生じましたら、私の方からお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは定刻となりましたので、ただいまから第５回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。
本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。
本日は全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。
なお、本日は傍聴人として２名の方が傍聴されております。
それでは籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

〇籠池部会長
そうしましたら、お手元の会議次第に則って議事進行をさせていただきます。
早速ですが、議題（１）の「香川県最低賃金額改正の審議について」であります。
昨日開催されました第４回専門部会におきましては、労使双方より金額のご提示を受け、その根拠も聞き取りをさせていただきました。
専門部会等で配布された資料等の客観的データに基づいて算出され、金額提示をしていただきましたが、最初足元を確認いたしますと、労側がプラス 64 円、使側がプラス 45 円と双方の提示金額には乖離があります。

前回の専門部会で各側とも本日の審議までにご検討いただけますようお願いをしておりましたが、この後、金額のご提示をいただきたいと考えております。これまで３回にわたって金額審議を重ねてまいりましたが、労使のご主張にはなお隔たりがあります。しかしながら、ぜひとも全会一致に至るよう、各別のご配慮をお願いしたいと思います。

それではこの後、各側より金額提示をお願いしたいと思いますが、前回の専門部会で､本日は労側から金額提示を受けるということで確認をいたしましたので、労、それから使の順で、これまでと同様の要領によって金額のご提示を受けたいと思います。

なお、改めてではありますが、金額提示にあたりましては、必ずその根拠、考え方を述べていただけますようお願いいたします。

各側の控室について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

各側の控室ですが、 公労・公使会議はこの 702 会議室、労側控室は２階の相談室、使側控室は２階の第１会議室を用意しております。

702 会議室は内線番号が 6702 ですので、ご用意がある時は 6702 におかけください。

公労会議の打ち合わせ時間は必要でしょうか。

（必要なし）

○籠池部会長

はい。そうしましたら公労会議とさせていただきますが、これより先の審議につきましては､「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」という事由によりまして、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規定第７条第１項に基づいて非公開となります。

傍聴人の方と取材の方は、ご退室をお願いいたします。

事務局より留意事項についてご説明をお願いします。

○賃金室長

ご説明いたします。

傍聴人の方と取材記者の方には、控室をご用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨、お伝えください。

退室後、再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに来ますので、指定時刻までに傍聴人の方は、傍聴整理券番号と同じ席に、記者の方は記者席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は傍聴可能となる旨と、いつまでに着席していただくよう指定時刻を記載した紙を、控室の出入り口を入ってすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までにご着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。以上です。

○籠池部会長

はい。それでは公労会議となりますので、使用者側委員の皆様は控室にお移りください。

また、事務局はご案内をお願いします。

さらに、傍聴人の方、取材の方におかれましてはご退室をお願いいたします。

事務局の方で控室へのご案内をお願いいたします。

傍聴人、取材の方が退出するまで審議一時中断とさせていただきます。

［ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第７条第１項ただし書きに基づき、非公開］

（全体会議）

○籠池部会長

全体会議を再開させていただきます。

これから先の審議は公開となります。ただ今まで労使双方より金額のご提示を受け、その根拠の聞き取りもさせていただいてまいりましたが、それぞれのご主張が異なり、全会一致には至らないというふうに判断をいたしました。

審議も尽くしてまいりましたので、これ以上審議を重ねましても妥結の金額は見出せないと判断いたしました。公益一任もいただけないということです。

従いまして、公益委員としての案をご提示させていただき、これにご賛同いただけるかどうかを採決をもってお諮りしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○籠池部会長

よろしいですかね。はい。そうしましたら公益案をお示しいたしますので、事務局の方で公益案を各委員に配付をお願いします。

（各委員に公益案を配付）

○籠池部会長

はい。それでは行き渡りましたですかね。令和８年度香川県最低賃金の改正決定に係る公益案といたしましては、中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料､さらに中央最低賃金審議会(目安制度のあり方に関する全員協議会)において取りまとめられました「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」などを総合的に勘案いたしまして、現行最低賃金時間額 1,036 円を 56 円引き上げて 1,092 円とする。発効日については、法定どおりとする。

以上を公益案としてご提示いたします。

そうしましたら、ただいまご説明いたしました公益案をご採択いただけるかどうか採決により決したいと思います。よろしいですかね。はい。事務局から採決手続の説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第３項に基づき、会議に出席した委員のうち、部会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、部会長の決するところによると規定されております。

なお、現在、部会長を除いた出席委員は８名ですので、過半数は５名となります。以上です。

○籠池部会長

はい｡そうしましたら採決をさせていただきます｡挙手でお願いをいたします。公益案に反対の方の挙手をお願いします。

（挙手３名）

○籠池部会長

反対３名ですね。はい。下ろしていただいて結構です。次いで公益案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手５名）

○籠池部会長

賛成５名ですね。はい。下ろしてください。公益案に反対の方が３名、賛成の方が５名ということで、３名の委員が反対でありますが、出席委員の過半数の５名の委員の賛成が得られましたので、公益案の内容で、直ちに本専門部会から香川地方最低賃金審議会会長への報告手続を行うことといたします。報告書に何か条件等を加える必要はございますでしょうか。

（意見なし）

○籠池部会長

特にご意見等がなければですね、これは例年にならってということではありますが､当専門部会として原材料費､エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ原資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において中小企業・小規模事業者に対して最低賃金等の引上げに対応するより一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても、さらなる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど、価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に対する強力なサポートを求める。

以上のようなのが、近年の付帯条件として加えておりますが、これを加えてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

（意見なし）

○籠池部会長

よろしいですかね。はい。ありがとうございます。そうしましたら、事務局から報告書（案）を配布していただけますか。

（報告書（案）を各委員に配付）

○籠池部会長

はい。そうしましたら事務局の方で読み上げをお願いできますか。

○賃金室長補佐

それでは読み上げます。

案

令和８年８月５日、香川地方最低賃金審議会会長　籠池信宏　殿

香川地方最低賃金審議会　香川県最低賃金専門部会部会長　籠池信宏

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月２日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙２のとおり、平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和６年 10 月２日発効の香川県最低賃金（時間額 970 円）は、令和６年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会として、原材料費、エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ減資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金等の引上げに対応する、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても、さらなる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど、価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に対する強力なサポートを求めることを付記する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名の読み上げは省略します。

別紙１

香川県最低賃金

１　適用する地域　香川県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間　1,092 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

　　法定どおり

別紙２

香川県最低賃金と生活保護との比較について

１　最低賃金

(1) 件　　名　　香川県最低賃金

(2) 最低賃金額　　時間額　970 円

(3) 発　効　日　　令和６年 10 月２日

２　生活保護

(1) 比較対象者　18～19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度　令和６年度

(3) 生活保護水準（令和６年度）

生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,583 円）。

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（2）に掲げる金額の１箇月換算額（註）と上記２の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

970 円（香川県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝138,915 円

以上です。

○籠池部会長

はい。ありがとうございました。皆様よろしいでしょうか。

（異議なし）

○籠池部会長

それでは、ただいまご確認いただいた部会報告書（案）を、この後 15 時 45 分から開催される本審におきまして､(案)を取って諮ることとさせていただきます。

なお、本審開催の前に労使それぞれ他の委員への報告・協議等のための場所が必要ということであれば事務局へお申し出をお願いいたします。

○賃金室長

必要がありましたら労働者側は２階の相談室、使用者側は２階の第１会議室をそのままお使いいただければと思います。以上です。

○籠池部会長

はい。それでは以上をもちまして、香川県最低賃金専門部会を閉会とさせてい

ただきます。熱心にご審議をいただき、心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

――了――